碧南市明るい選挙推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、選挙が公明かつ適正に行われるよう有効適切な方策を協議、企画し、その効果的推進を図ることを目的とする。

(名称)

- 第2条 この協議会は、碧南市明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)という。 (事務所)
- 第3条 協議会の事務所は、碧南市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)事務局に 置く。

(担任する事業)

- 第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 明るい選挙の推進についての調査研究及び企画に関すること。
 - (2) 明るい選挙の推進についての各種団体相互の連絡調整に関すること。
 - (3) 明るい選挙についての啓発宣伝及び推進に関すること。
 - (4) その他明るい選挙の目的達成に必要な事項

(組織)

- 第5条 この協議会は、委員30人以内で組織する。
- 2 この協議会に顧問を置くことができる。

(委員)

第6条 協議会の委員は、碧南市に在住する有権者で、明るい選挙の推進に熱意を有する 者を、委員会において推挙し、委員会委員長が委嘱する。

(役員)

- 第7条 協議会の役員として会長1人及び副会長2人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第9条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員、会長及び副会長が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第10条 会議は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、委員会事務局において行う。

(規約の改正)

第12条 この規約の改正は、委員会において行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員会委員長が定める。

附則

この規約は、平成元年6月26日から施行する。